

加古川市営住宅入居承継承認及び同居承認取扱要綱

平成24年10月1日建設部長決定

令和3年2月1日一部改正

令和5年7月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する入居の承継及び同居の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (2) 政令 法施行令（昭和26年政令第240号）
- (3) 省令 法施行規則（昭和26年建設省令第19号）
- (4) 条例 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）
- (5) 規則 条例施行規則（平成9年規則第38号）
- (6) 要綱 加古川市営住宅入居承継承認及び同居承認取扱要綱（平成24年10月1日建設部長決定）
- (7) 収入 条例第2条第5号に規定する収入
- (8) 収入分位 政令第2条第2項左欄に掲げる入居者の収入の区分
- (9) 承継承認申請 市営住宅の現入居者（以下「現入居者」という。）が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に現入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望する場合に行う申請（条例第15条第1項参照）。
- (10) 承継承認申請者 承継承認申請を行う者
- (11) 親族 条例第2条第6号に規定する親族（民法第725条各号に規定する親族の範囲である6親等内の血族、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、3親等内の姻族）及び加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度届出者
- (12) 同居承認申請 当該市営住宅への入居の際における同居親族以外の者を同居させようとする場合に行う申請（条例第26条第2項参照）。（当該市営住宅への入居の際における同居親族を同居させようとするときは、条例第26条第2項に規定する市長の承認を要せず、規則第20条第2項の規定による加古川市営住宅入居者異動届（規則様式第15号。（以下「異動届」という。））により同居させるものとする。）
- (13) 同居承認申請者 同居承認申請を行う者
- (14) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(承継承認申請)

第3条 承継承認申請者は、条例第15条第1項及び規則第13条各項の規定により、現入居者が死亡し、又は退去した場合において、その事由が生じた日から30日以内に次の書類を市長に提出

し、その承認を受けなければならない。

- (1) 加古川市営住宅承継承認申請書（規則様式第6号）（規則第13条第1項参照）
- (2) 承継承認申請者が現入居者の親族であることを証する書類（住民票、戸籍謄本又は除籍謄本（規則第13条第2項参照））
- (3) 前項の場合において、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度届出者のときは、その事実を証する書類
- (4) 現入居者の死亡又は退去に係る異動届（規則様式第15号）（規則第20条第2項参照）

2 承継承認申請者は、前項に掲げるもののほか、次の書類を市長に届出なければならない。

- (1) 承継承認申請者及び承継承認申請者と現に同居している者の収入を証する書類（所得証明書等）
- (2) 現入居者の退去による承継の場合は加古川市営住宅承継同意書（要綱様式第1号）（承継承認基準）

第4条 市長は、前条各項の書類の提出があるときは、承認を行うものとする。

2 市長は、前項にかかわらず、条例第15条各項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は承認を行わないものとする。

- (1) 承継承認申請者が現入居者と同居していた期間が一年に満たない場合（承継承認申請者が当該現入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。）（条例第15条第1項（省令第12条第1項第1号）参照）
- (2) 承継承認申請者に係る収入が条例第31条第1項に規定する高額所得に該当する場合（条例第15条第1項（省令第12条第1項第2号）参照）
- (3) 現入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者であった場合（条例第15条第1項（省令第12条第1項第3号）参照）
- (4) 承継承認申請者又は承継承認申請者と現に同居している者が暴力団員である場合（条例第15条第2項参照）

3 市長は、前項第3号のうち法第32条第1項第2号の規定を超えない範囲において滞納家賃（滞納駐車場使用料がある場合はそれを含み、以下「滞納家賃等」という。）があるときは、加古川市営住宅家賃等滞納整理等事務処理要綱（平成24年建設部長決定）（以下「滞納整理要綱」という。）第6条第1項の規定の例により、滞納家賃等は承継承認申請者の債務であること及び滞納家賃等を分割納付することについて、承継承認申請者に承認及び誓約させたうえで、本条第1項の承認を行うことができる。

4 市長は、本条第1項及び第2項（第4号に該当する場合を除く。）の規定にかかわらず、特別の事情により必要であると認めるときは、当該承認を行うことができる（条例第15条第1項（省令第12条第2項）参照）。

（承継承認）

第5条 市長は、前条第1項又は第4項により承認を行うときは、加古川市営住宅承継承認書（要綱様式第2号）を承継承認申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該承認の後における承継承認申請者に係る収入分位について、現入居者に対して認定した当該年度の収入分位と異なるときは、条例第16条第4項の規定の例により現入居者に対して行った当該認定を更正するとともに、条例第17条第1項の規

定の例により承継承認申請者の家賃の額を定め、規則第 15 条第 6 項の規定の例により加古川市営住宅入居者収入認定（収入超過認定・高額所得認定）更正通知書（規則様式第 12 号）により承継承認申請者に対し通知するものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者は、市長の指定する期限までに加古川市営住宅入居請書（規則様式第 3 号）を市長に提出しなければならない（規則第 13 条第 3 項参照）。

（明渡し請求）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者が条例第 15 条第 1 項に規定する期限を超えても市営住宅を明け渡さないときは、加古川市営住宅高額所得者明渡し請求事務処理要綱の例により、当該市営住宅を明け渡さない者に対し、明渡し請求を行うものとする。

（1）第 3 条第 1 項に規定する期限を超えても同条同項各号に規定する書類を提出しない者

（2）第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する者

（同居承認申請）

第 7 条 同居承認申請者は、条例第 26 条第 2 項及び規則第 20 条第 1 項の規定により、次の書類を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（1）加古川市営住宅同居承認申請書（規則様式第 13 号）（規則第 20 条第 1 項参照）

（2）同居させようとする者が同居承認申請者の親族であることを証する書類（戸籍謄本、住民票等）

（3）前項の場合において、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度届出者のときは、その事実を証する書類

（4）同居承認申請者及び同居させようとする者の収入を証する書類（所得証明書等）

（同居承認基準）

第 8 条 市長は、前条の書類の提出があるときは、同居させようとする者が同居承認申請者の親族である場合において承認を行うものとする。

2 市長は、前項にかかわらず、条例第 26 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は承認を行わないものとする。

（1）同居承認申請者に係る収入が条例第 6 条第 3 号に規定する金額を超える場合（条例第 26 条第 2 項（省令第 11 条第 1 項第 1 号）参照）

（2）同居承認申請者が法第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者である場合（条例第 26 条第 2 項（省令第 11 条第 1 項第 2 号）参照）

（3）同居させようとする者が現に住宅に困窮していない場合

（4）同居承認申請者又は同居させようとする者が暴力団員である場合（条例第 26 条第 3 項参照）

3 市長は、前項第 2 号のうち法第 32 条第 1 項第 2 号の規定を超えない範囲において滞納家賃等があるときは、滞納整理要綱第 6 条第 1 項の規定の例により、滞納家賃等を分割納付することについて、同居承認申請者に誓約させたいうえで、本条第 1 項の承認を行うことができる。

4 市長は、本条第 1 項及び第 2 項（第 4 号に該当する場合を除く。）の規定にかかわらず、特別の事情により必要であると認めるときは、当該承認を行うことができる（条例第 26 条第 2 項（省令第 11 条第 2 項）参照）。

（同居承認）

第9条 市長は、前条第1項又は第4項により承認を行うときは、加古川市営住宅同居承認書（要綱様式第3号）を同居承認申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該承認の後における同居承認申請者に係る収入分位について、同居承認申請者に対して認定した当該年度の収入分位と異なるときは、条例第16条第4項の規定の例により同居承認申請者に対して行った当該認定を更正するとともに、条例第17条第1項の規定の例により同居承認申請者の家賃の額を定め、規則第15条第6項の規定の例により加古川市営住宅入居者収入認定（収入超過認定・高額所得認定）更正通知書（規則様式第12号）により同居承認申請者に対し通知するものとする。

3 同居承認申請者は、前項の交付を受け、同居させようとする者が同居を開始したときは、速やかに異動届（規則様式第15号）を市長に提出しなければならない（規則第20条第2項参照）。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。